

東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター規則

令和4年3月10日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項の規定に基づき、駒場アカデミック・ライティング・センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、以下に資することを目的とする。

- (1) 前期課程を中心とした学生に対して、日本語、英語及びその他の外国語による学術論文執筆の技術や能力、また学術的なプレゼンテーションについて助言や指導を行う。
- (2) 前項の活動を通して、論述力や学術的コミュニケーション能力の向上を図り、深く豊かな批判的思考力と国際感覚を備えた議論の構築と発信ができる能力を涵養する。
- (3) 前項に関わる教材開発や研究を行う。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、大学院総合文化研究科（以下「研究科」という。）の教授のうちから、研究科教授会の承認を得て、研究科長が任命する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が欠けたときの後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センター長は、副センター長を指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長がセンター長代行をつとめる。

(運営委員会)

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(部門)

第6条 センターに、教育部門を置く。

- 2 教育部門に関する事項は、別に定める。
- 3 前2項に掲げる教育部門の他に、寄付研究部門等を置くことができる。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、研究科教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。